

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

⑥ 建設事業

| サービスの種類 | 分類番号 | 内容例示等 |
|---------------------------|-------|---|
| 建設事業の収入 | | |
| 完成工事高 | | |
| 土木工事（元請工事、新設） | 06-01 | 土木工事（道路・河川工事等）、農業土木工事（農道工事、土地改良工事等） ※送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事を含みます。 |
| 土木工事（元請工事、維持・補修） | 06-02 | |
| 土木工事（下請工事） | 06-03 | |
| 住宅建築工事・同設備工事（元請工事、新設） | 06-04 | 居住を主たる目的とする建築物（複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの）に関する建築工事（その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する工事を含む。）及び 建築設備工事（建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事やエレベーター等の工事） ※建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。 |
| 住宅建築工事・同設備工事（元請工事、維持・補修） | 06-05 | |
| 非住宅建築工事・同設備工事（元請工事、新設） | 06-06 | 居住以外（鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的のすべてを含む。）を主たる目的とする建築物に関する建築工事（その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する整地等の工事を含む。）及び 建築設備工事（建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事やエレベーター等の工事） ※建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。 |
| 非住宅建築工事・同設備工事（元請工事、維持・補修） | 06-07 | |
| 住宅・非住宅建築工事・同設備工事（下請工事） | 06-08 | 建築物に関する建築工事（その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する整地等の工事を含む。）及び 建築設備工事（建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事やエレベーター等の工事） ※建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。 |
| 機械装置等工事（元請工事、新設） | 06-09 | 工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋外の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事（建築設備を除く。） |
| 機械装置等工事（元請工事、維持・補修） | 06-10 | |
| 機械装置等工事（下請工事） | 06-11 | |

建設事業の内容例示（続き）

- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- × 自己建設によらない土地分譲、建売事業 ⇒ 「07-01 新築住宅販売サービス」、「07-03 非住宅用建物販売サービス（新築）」
- 建築物の冷暖房、給排水、電気、ガス、消化、汚水処理等の設備工事や昇降機等の工事
- × 建築物の冷暖房、給排水、電気、ガス、消化、汚水処理等の設備や昇降機等の点検・検査 ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」
- × 建築物の建設設計、工事管理及び関連するコンサルタント ⇒ 「18-37 建築設計及び建築設計関連サービス」
- × 測量や社会資本整備（道路、河川、港湾・空港、鉄道、上下水道、農業土木、都市計画など）に係る設計、工事管理など ⇒ 「18-39 その他の土木・建築サービス（国内（官公庁）向け）」、「18-40 その他の土木・建築サービス（国内（民間）向け）」、「18-41 その他の土木・建築サービス（国外向け）」
- プラント施設の設備の補修工事のみを行うサービス、プラント施設内の機械器具の保守・修理のみを行うサービス
- × プラントエンジニアリング（石油精製、化学、製鉄、発電等の製造設備の企画、設計、調査、施工、施工管理を一括して請け負うサービス） ⇒ 「18-50 プラントエンジニアリングサービス（国内向け）」、「18-51 プラントエンジニアリングサービス（国外向け）」
- × プラントメンテナンス（石油精製、化学、製鉄、発電等の装置、工作物その他の機械類の複合体の性能を維持・改善することを目的とした設備管理、保全、整備、改善などの技術サービス） ⇒ 「18-52 プラントメンテナンスサービス」
- × 道路の除雪 ⇒ 「12-39 その他の運輸附帯サービス」
- × 道路以外の除雪（事業者向け） ⇒ 「19-30 その他の事業者向けサービス」
- × 道路以外の除雪（一般消費者向け） ⇒ 「15-29 その他の生活関連サービス」
- × 家具・建具等を購入して販売する事業 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」に該当